(<u>俸線部分</u>は改正部分) ○昭和三十四年郵政省告示第五百九号(無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件)

改 正 案	<b>型</b>
<u>ち三十分以内の時間に同時中継放送以外の放送を行うものを含む。)</u> 時中継放送」という。)を行う当該一の基幹放送局(一日の放送時間のうう他の一の基幹放送局の放送番組の全部を同時に中継する放送(以下「同一の基幹放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行	する放送(以下「同時中継放送」という。)を行う基幹放送局かつ、同一の種類の放送を行う一の基幹放送局の放送番組を同時に中継一次に掲げる放送を行わない時間の全部について、同一の免許人に属し、
	(以下「告知放送」という。) る。) に係る基幹放送局の廃止又は放送の休止に関する告知を行う放送タル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。)によるものに限了 標準テレビジョン放送 (地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジ
	<ul><li>□ 前項イに掲げる放送を行わない放送時間の全部について、告知放送を分以内の時間について行われるものに限る。)</li><li>← 同時中継放送及び告知放送以外の放送(一日の放送時間のうち三十</li></ul>
1 ( )	開設するテレビジョン音声多重放送を行う基幹放送局四テレビジョン放送を行う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が三(同上)
111 • 包 (盤)	五・六 (同上) 開設するラントン、ミン音声多量な没名作が、基単及没名